

令和2年6月8日
令和2年7月15日一部改正
令和2年7月29日一部改正

糸満市新型コロナウイルス感染症対策本部

「新型コロナウイルス感染症にかかる市主催の会議・イベント等の開催基準」（6月8日以降）

新型コロナウイルス感染症の収束をうけて、全国の緊急事態宣言が解除されました。しかし、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではありません。

そのような状況の中、今後は「三つの密」を回避し、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染予防を十分に講じながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく必要があります。今回、国の基本的対処方針や新型コロナウイルス感染症専門家会議提言等を踏まえ、令和2年4月3日に決定した「新型コロナウイルス感染症にかかる市主催の会議・イベント等の開催基準」を見直いたしました。

なお、以下の内容については、地域での患者発生状況や国及び県の動向を踏まえ、再度見直しを行う場合があります。

1. 市が主催するイベントについて（式典・講演会・研修会等）

【基本的な考え方】

時期 *1		収容率 *2	人数上限 *2	全国的・広域的な人の移動を伴う大規模イベント
6月8日から 6月18日まで	屋内	50%以内	原則 1000人	原則、中止又は延期
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	原則 2000人	
6月19日から 7月9日まで	屋内	50%以内	原則1000人	
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	原則1000人	
7月10日から 7月31日 まで 8月31日	屋内	50%以内	原則5000人	
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	原則5000人	
感染状況を見つつ 8月1日 目途 9月1日	屋内	50%以内	上限なし	リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期するよう、慎重に対応
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし	

*1・・・概ね3週間での段階的緩和を想定

*2・・・収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要あり）

2. 市が主催する会議（審議会・説明会等）について

実施する場合は、規模の縮小も含め、感染リスクへの対応を徹底いたします。

3. 感染防止対策事項

- ① 会場および待合場所等における「3つの密」（密閉・密集・密接）を徹底して回避すること
- ② 高齢者や基礎疾患がある者、妊婦は人込みをできる限り避けること
- ③ 人と人との間隔はできるだけ確保すること
- ④ 大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等がなされないよう留意すること
- ⑤ 参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握すること（疫学的調査の協力のため）
- ⑥ イベント等の前後や休憩時間等の交流を極力控えるよう呼びかけること
- ⑦ 下記の方は参加を控えてもらうよう、事前に周知すること
 - ・風邪症状（発熱・咳・咽頭痛・鼻水・鼻づまり）がみられる
 - ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）へ旅行・出張した方
- ⑧ マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかけること
- ⑨ 手洗いや手指消毒の徹底、手の触れる場所の消毒
- ⑩ 会場の入り口にアルコール消毒液等を設置すること
- ⑪ 定期的な換気の実施（1～2時間に1回以上、1回あたり5分～10分）
- ⑫ 入場者の制限や誘導を行う
- ⑬ 共有で使用する物品は極力減らし、開催前・終了後には、共通で使用した物品を消毒すること
- ⑭ 飲食を伴う場合は、「新しい生活様式の実践例」に記載されている事項に留意すること
- ⑮ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知すること

4. 本市が共催、後援等を行う事業について

上記に準じた取り扱いを事業の主催者等に要請いたします。

5. 祭り等の行事にかかる対応

祭り、花火大会、野外フェスティバル等人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこととします。

- ① 地域で行われる盆踊り等、全国又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止対策（例えば、発熱や風邪症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけてまいります。
- ② ます。
- ③ ①以外の行事（全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの）については、中止を含めて慎重に検討するよう促してまいります。

6. 施設について

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染予防対策の徹底を依頼してまいります。

7. 参考資料について

- ① **新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針**（国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議 令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）10ページ～11ページ 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針、20ページ～22ページ （3）まん延防止 6）緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等）
- ② **新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言**（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 令和2年4月22日）で示された（参考資料1）「人との接触を8割減らす、10のポイント」
- ③ **新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言**（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 令和2年5月4日） 8ページ～12ページ 4.今後の行動変容に関する具体的な提言（1）感染拡大を予防する新しい生活様式について（別添）「新しい生活様式」の実践例、（2）業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点
- ④ **沖縄県「新型コロナウイルス感染症にかかる沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」**（2020年7月24日改正）
https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/2020_new_korona_event_info.html
- ⑤ **業種別ガイドライン** (<https://corona.go.jp/>)
- ⑥ **第2波、第3波に備えた警戒レベル指標の策定について**（令和2年7月2日 沖縄県策定）

お問い合わせ先
糸満市新型コロナウイルス感染対策本部
市民健康部 健康推進課
TEL 098-840-8126 FAX 098-840-8154